

令和7年12月16日（火曜日）

総務委員会

第1委員会室

出席委員

西本眞造、金内義和、山口 悟、石堂大輔、  
三和 衛、竹中由佳、嶋谷秀樹、坂本 学、  
小田響子

開会 10時41分

総務局 10時41分

報告事項説明

- ・ 姫路市職員給与条例等の一部を改正する条例について
- ・ 特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

質問 10時50分

(質問)

特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、第2条関係で合計部分が改定されていないのはなぜなのか。

(答弁)

誤植である。合計は4.6月ではなく、正しくは4.65月である。(後刻修正あり)

(質問)

給与改定については、人事院勧告を参考にしたものかと思うが、物価高騰の中、世間は所得が伸び悩み、大変厳しい状況下にある。

他都市にあっては、今回の給与改定は見送るところもあると伺っているが、なぜ改定するのか再度教えてもらいたい。

(答弁)

国家公務員の給与は人事院勧告等を基に決定されており、姫路市もこれに準じて給与改定を行ってきた。今回の改定も人事院勧告に基づき、社会情勢に見合ったものと考えている。

(意見)

一般職の職員については問題ないと思うが、特別職や議員にあっては既に相当額をもらっているため、今回は見合わせるべきだと考えている。

総務局終了

10時56分

消防局

10時56分

報告事項説明

- ・ 議決更正について(姫路市姫路東消防署新築(建築)工事請負契約に係る議決更正)

質問 11時01分

(質問)

2億円を超える金額の契約変更になるが、その内訳について説明されたい。

(答弁)

消防署の敷地内を10メートルの基盤目状でおおむね34か所に区切り、大体150層ぐらいの土壌サンプルを採取し分析を行う。その後、建設に伴い発生した約5,400立米の土を、建設発生土と産業廃棄物に分け処分するが、そのうちの8割程度が産業廃棄物であっても対応できる形として増額となった。

なお、今回の増額分の約8割が土の処分費用であり、後の2割が調査や分析等を行う費用である。

(質問)

実施設計時のボーリング調査では判明せず、工事着手後の調査で判明したとのことであるが、実施設計での試掘は適切に行われたと判断していいのか。

(答弁)

実施設計では4か所のボーリング調査を実施しているが、その主目的は地盤強度や地下水の有無であり、工事着手後の調査とは目的が異なる。

(質問)

今後も増額する可能性はあるのか。

(答弁)

8割を超える産業廃棄物が出てくれば、再度議決更正せざるを得ないが、調査してみないと分からない。

(質問)

今回の件で工期等に影響はあるのか。

(答弁)

処分する産業廃棄物の量によるが、多い場合は半年ぐらい工期を延長する可能性はある。

できる限り遅れが生じないように工事を進めるとともに、工期を延長することになっても、現在の姫路東消防署でしっかりと対応し、市民に影響を与えないよ

う対応していきたい。

(要望)

工事が始まってすぐにアクシデントに見舞われ残念である。消防署は命と財産を守る大切な施設であるのでしっかりと工事を進められたい。

(質問)

姫路東消防署の土地はどこから購入したのか。また、本件に係る瑕疵担保責任等は請求できないのか。

(答弁)

30年以上前に、土地開発公社が旧国鉄から購入した後、平成15年に本市が購入したものである。

なお、本事案に係る請求権は購入後20年を経過しているので民法上の時効により消滅している。

**消防局終了**

**11時13分**

**閉会**

**11時13分**